

# 令和5年4月に共済組合の一般組合員として資格取得した方へ

(短期組合員の方は、このお知らせの対象ではありません。)



共済組合の一般組合員になったのに、国民年金加入の案内が届いたよ？ 納付するの？

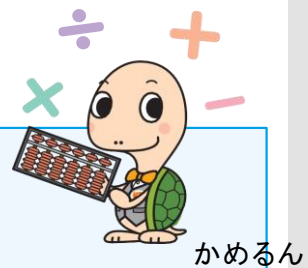


令和5年4月分以降の国民年金保険料は、納付しないでください。

※ 月途中で一般組合員を資格喪失した場合、当該月の納付が必要になる場合があります。

このような案内が届くのは、なぜ？

日本年金機構（年金事務所）のシステムに共済組合の資格取得した情報が到着するまで一定の時間を要するためです。



ご不明な点がありましたら、  
お問い合わせください。

